

浜松労働基準監督署において 出張相談を行います

令和 8 年 2 月 10 日 (火)

開設時間 9時30分～16時30分

(休憩 12時30分～13時30分 ※相談状況によって休憩時間帯の変更あり)

以下のお悩みや課題についてご相談いただけます。

☑ 労働時間・年休等の労務管理

☑ 同一労働同一賃金

☑ 人手不足の解消

☑ 大企業によるしわ寄せ防止

※ これらは相談事例の一例です。

☑ 就業規則

☑ 活用可能な助成金

☑ 生産性向上による賃金引上げ

☑ 仕事と育児・介護等との両立支援



【お問い合わせ先】

静岡働き方改革推進支援センター

〒420-0833

静岡市葵区東鷹匠町9-2 静岡県社会保険労務士会館内

電話番号：0800-200-5451

ホームページ：<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/shizuoka/>

